第十八条の見出しを「（役員の選任等）」に改め、同条第三項中「定款の」を「定款で」に改め、同条第五項中「理事」の下に「（設立当時の理事を除く。）」を加え、「、監事の定数の少なくとも二分の一は、組合員」を「は、次に掲げる要件の全て（当該土地改良区の地区内において耕作又は養畜の業務を営む組合員が少ない場合その他の農林水産省令で定める場合にあつては、第一号に掲げる要件）に該当する者」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該土地改良区の組合員であること。

二　耕作又は養畜の業務を営む者であること。

第十八条第十八項中「組合員」を「組合員等」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項中「これ」を「、これ」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項中「また」を削り、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第二十九条の三第一項」を「第二十九条の四第一項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条中第十四項を第十五項とし、第十三項を第十四項とし、同条第十二項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「定款の」を「定款で」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第十一項とし、同条中第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、同条第六項中「行なう」を「行う」に改め、同項ただし書中「定款の」を「定款で」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　土地改良区の監事（設立当時の監事を除く。）のうち一人以上は、次に掲げる要件の全てに該当する者でなければならない。ただし、土地改良区の業務及び会計についての監査に関し専門的知識を有する者の指導を受ける場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

一　当該土地改良区の組合員等又は当該土地改良区の組合員等たる法人若しくは団体の役員若しくは使用人以外の者であること。

二　その就任の前五年間当該土地改良区の理事又は職員でなかつたこと。

三　当該土地改良区の理事又は重要な使用人の配偶者又は二親等内の親族以外の者であること。

第十九条の五第一項中「管理規程」の下に「、第五十七条の三の二第一項の利水調整規程」を加え、同条第二項中「責に任ずる」を「責任を負う」に改め、同条第三項中「行なう」を「行う」に、「責に任ずる」を「責任を負う」に改める。

第二十三条第一項中「二百人」を「百人」に、「定款の」を「定款で」に改め、同条第二項から第六項までを次のように改める。

2　総代の定数は、三十人以上とし、定款で定める。

3　総代は、組合員でなければならない。

4　総代には、第十八条第三項、第七項から第十一項まで、第十三項、第十五項及び第十六項並びに第二十九条の三第一項、第三項及び第四項の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「五分の一」とあるのは、「三分の一」と読み替えるものとする。

5　総代会には、総会に関する規定（次条第二項、第四項及び第五項の規定を除く。）（これに係る罰則を含む。）を準用する。この場合において、第三十一条第五項中「その組合員と住居及び生計を一にする親族又は他の組合員」とあるのは「他の組合員」と、同条第六項中「四人」とあるのは「二人」と読み替えるものとする。

6　総代会においては、前項の規定にかかわらず、総代の選挙及び改選をすることができない。

第二十三条第七項から第九項までを削る。

第二十四条を次のように改める。

（総代会における解散又は合併の決議）

第二十四条　総代会において土地改良区の解散又は合併の決議があつたときは、理事は、当該決議の日から五日以内に、組合員に当該決議の内容を通知しなければならない。

2　前項の総代会の決議に関し、組合員が、総組合員の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を土地改良区に提出して、総会の招集を請求したときは、理事は、その請求があつた日から二十日以内に総会を招集しなければならない。この場合において、当該書面の提出は、当該総代会の決議の日から一月以内にしなければならない。

3　第二十六条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による書面の提出について準用する。

4　第二項の請求の日から二週間以内に理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

5　第二項又は前項の総会において第一項の規定による通知に係る事項を承認しなかつた場合には、当該事項についての総代会の決議は、その効力を失う。

第二十六条中「得、」を「得て、」に、「目的たる」を「目的である」に改め、同条に次の二項を加える。

2　前項の場合において、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。）により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該書面に記載すべき事項及び理由を当該電磁的方法により提供した組合員は、当該書面を提出したものとみなす。

3　前項前段の電磁的方法（農林水産省令で定める方法を除く。）により行われた当該書面に記載すべき事項及び理由の提供は、土地改良区の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該土地改良区に到達したものとみなす。

第二十七条中「前条の規定による」を「前条第一項の」に、「正当の事由」を「正当な理由」に、「ときには」を「ときは」に、「がこれ」を「は、総会」に改める。

第二十八条の見出し中「通知」を「通知等」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条に次の一項を加える。

2　理事は、前項の規定による通知をした後、遅滞なく、会議の日時、場所及び目的を公告しなければならない。

第二十九条第一項中「管理規程」の下に「、第五十七条の三の二第一項の利水調整規程」を、「書類」の下に「（次条第一項に規定する決算関係書類を含む。）」を加え、同条第四項中「組合員」を「組合員等」に、「掲げる」を「規定する」に、「正当の事由」を「正当な理由」に改める。

第二十九条の三を第二十九条の四とする。

第二十九条の二第二項中「規定による」を削り、「基いて」を「基づいて」に改め、「管理規程」の下に「、第五十七条の三の二第一項の利水調整規程」を加え、「且つ」を「かつ」に改め、同条第三項中「規定による」を削り、同条第四項中「写を」を「写しを」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条を第二十九条の三とする。

第二十九条の次に次の一条を加える。

（決算関係書類）

第二十九条の二　理事は、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録（土地改良施設の管理を行わない土地改良区その他の農林水産省令で定める土地改良区にあつては、事業報告書、収支決算書及び財産目録。以下「決算関係書類」という。）を総会に提出しようとするときは、その会日から二週間前までに、当該決算関係書類を監事に提出しなければならない。

2　決算関係書類を総会に提出するときは、監事の意見書を添付しなければならない。

3　前項の監事の意見書については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして農林水産省令で定めるものをいう。）の添付をもつて、当該監事の意見書の添付に代えることができる。この場合において、理事は、当該監事の意見書を添付したものとみなす。

4　土地改良区は、総会において決算関係書類の承認の決議があつたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、決算関係書類を都道府県知事に提出するとともに、これを公表しなければならない。